

第4期愛知県障害福祉計画

平成27年3月



はじめに



障害のある方もない方も共に暮らせる地域社会を実現するため、障害のある方が、より身近な地域で生活し、働くことができる環境づくりが求められています。

愛知県では、これまで3期に渡り「障害福祉計画」を策定し、障害のある方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域において適切なサービスを提供できる体制の整備に取り組んできました。

このたび策定いたしました、この「第4期愛知県障害福祉計画」につきましても、国の基本指針に即して、福祉施設入所者の地域生活への移行、入院中の精神障害者の地域生活への移行、及び、福祉施設から一般就労への移行について、成果目標として数値目標を定め、これらの成果目標を達成するために必要な障害福祉サービスの量を活動指標として盛り込むとともに、その確保方策を記載しております。

特に、福祉施設入所者の地域生活への移行につきましては、本県独自の建築基準法の規制緩和措置等によるグループホームの整備促進や、重症心身障害児者に対する支援体制の構築などにより、積極的に取り組んでまいります。

また、第4期計画からの新たな項目として、相談支援機能とグループホーム等の居住支援機能に組み合わせた地域生活支援拠点を、市町村又は各障害保健福祉圏域ごとに整備することを成果目標とするほか、障害児支援体制の整備についても、明記しております。

今後、関係機関、障害者団体やサービス事業者など、障害のある人の自立と社会参加に関わる関係の方々と連携・協働して、計画を推進してまいりますので、県民の皆様の一層の御支援・御協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定に当たり、会議の場やパブリックコメントを通じて多くの貴重な御意見・御提言を賜りました愛知県障害者施策審議会の皆様を始めとする県民の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成27年3月

愛知県知事 大村秀章

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 計画の基本的考え方	2
1 計画の基本理念	2
2 計画の基本的考え方	2
3 計画期間	3
4 市町村との連携	4
5 区域の設定	4
第3章 現状	6
1 人口構成	6
2 障害者の状況	6
(1) 身体障害者（手帳所持者）の状況	6
(2) 知的障害者（手帳所持者）の状況	9
(3) 精神障害者の状況	10
(4) 発達障害・難病のある人の状況	11
3 障害福祉サービスの利用状況	13
(1) 在宅サービス	13
ア 在宅サービス利用状況	13
イ 障害保健福祉圏域別在宅サービスの利用状況	13
(2) 通所系サービス	14
ア 通所系サービス利用状況	14
イ 障害保健福祉圏域別通所系サービスの状況	15
(3) 居住系サービス	16
ア 居住系サービス利用状況	16
イ 障害保健福祉圏域別居住系サービスの状況	16
第4章 地域生活移行についての成果目標の設定と取組施策	17
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	17
(1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価	17
(2) ア 成果目標の設定	19
イ 障害者支援施設の必要入所定員総数	19
(3) 目標達成のために必要と考えられる施策	20
(4) 本計画期間の取組	20
2 入院中の精神障害者の地域生活への移行	24
(1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価	24
(2) 成果目標の設定	25
(3) 目標達成のために必要と考えられる施策	26
(4) 本計画期間の取組	26
3 地域生活支援拠点等の整備	29
(1) 成果目標の設定	29
(2) 本計画期間の取組	29
4 福祉施設から一般就労への移行	31

(1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価	31
(2) 成果目標の設定	33
(3) 目標達成のために必要と考えられる施策	34
(4) 本計画期間の取組	34
第5章 障害児支援体制の整備	38
1 児童発達支援センターを中心とした地域の支援体制の充実	39
2 重症心身障害児者に対する支援体制の整備	41
3 愛知県心身障害者コロニーの再編整備	42
4 発達障害のある子どもの支援体制の充実	43
5 経済的負担の軽減	43
第6章 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保策	44
1 訪問系サービス	45
(1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価	45
(2) サービス見込量	45
(3) サービスの確保策	46
2 日中活動系サービス	47
(1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価	47
(2) サービス見込量	48
ア 生活介護	48
イ 自立訓練（機能訓練）	48
ウ 自立訓練（生活訓練）	49
エ 就労移行支援	50
オ 就労継続支援（A型）	50
カ 就労継続支援（B型）	51
キ 療養介護	52
ク 短期入所（ショートステイ）	52
(3) サービスの確保策	53
3 居住系サービス	54
(1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価	54
(2) サービス見込量	54
ア 共同生活援助（グループホーム）	54
イ 施設入所支援	55
(3) サービスの確保策	56
4 相談支援	59
(1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価	59
(2) サービス見込量	60
ア 計画相談支援	60
イ 地域移行支援	60
ウ 地域定着支援	61
(3) サービスの確保策	62
5 発達障害・難病のある人のサービス利用	64
6 障害児支援サービス	64
(1) サービス見込量	64
ア 児童発達支援	64

イ	医療型児童発達支援	65
ウ	放課後等デイサービス	65
エ	保育所等訪問支援	66
オ	障害児相談支援	66
カ	福祉型障害児入所支援	67
キ	医療型障害児入所支援	68
(2)	サービスの確保策	69
7	就労支援	70
8	障害保健福祉圏域の現状とサービス見込量（ビジョン）	72
(1)	圏域単位での地域特性及び課題	72
(2)	平成29年度末までに不足するサービスの基盤整備	74
(3)	各圏域の現状と今後のサービス見込量	76
ア	名古屋圏域	76
イ	海部圏域	78
ウ	尾張中部圏域	80
エ	尾張東部圏域	82
オ	尾張西部圏域	84
カ	尾張北部圏域	86
キ	知多半島圏域	88
ク	西三河北部圏域	90
ケ	西三河南部東圏域	92
コ	西三河南部西圏域	94
サ	東三河北部圏域	96
シ	東三河南部圏域	98

第7章	障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する者の確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上のために講ずる措置	100
1	サービス提供に係る人材の育成	100
2	サービス提供事業者に対する第三者評価	101
3	障害のある人の権利擁護	101

第8章	県の地域生活支援事業の実施に関する事項	104
1	専門性の高い相談支援事業	104
(1)	発達障害者支援センター運営事業	104
(2)	高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	105
(3)	障害児等療育支援事業	106
(4)	障害者就業・生活支援センター運営事業	106
2	広域的な支援事業	107
(1)	相談支援体制整備事業	107
(2)	精神障害者地域生活支援広域調整等事業	107
3	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣	108
(1)	手話通訳者養成研修事業	108
(2)	手話通訳者派遣事業	108
(3)	要約筆記者養成研修事業	108
(4)	要約筆記者派遣事業	108

(5)	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	109
(6)	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	109
(7)	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	109
4	人材育成等その他の事業	109
(1)	障害支援区分認定調査員等研修事業	109
(2)	相談支援従事者等研修事業	109
(3)	サービス管理責任者等研修事業	109
(4)	身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業	110
(5)	視聴覚障害者情報提供施設運営事業	110
(6)	盲人ホーム事業	110
(7)	障害者社会参加促進事業	110
ア	情報支援等事業	110
イ	障害者 IT 総合推進事業	110
ウ	生活訓練事業	110
エ	身体障害者補助犬育成事業	110
オ	社会参加促進事業	111
カ	スポーツ振興事業	111
キ	障害者芸術活動参加促進事業	111
第9章	計画の推進	112
	用語説明一覧	113
	第4期愛知県障害福祉計画策定経過	121
	愛知県障害者施策審議会	122